

平成 2 8 年

第 1 回 定例市議会

# 条例議案等参考

阿 久 根 市



議案 番号	件名	ページ
10	行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	1
11	阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
12	阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
13	市長等の給与に関する条例及び阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
14	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
15	阿久根市職員等の旅費に関する条例及び阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
16	阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30



議案第10号参考 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市情報公開条例（平成13年阿久根市条例第15号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第5条－第18条）</p> <p>第3章 <u>審査請求</u>（第19条－第21条）</p> <p>第4章 補則（第22条－第27条）</p> <p>附則</p> <p>（公文書の公開義務）</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項</u>に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第5条－第18条）</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u>（第19条－第21条）</p> <p>第4章 補則（第22条－第27条）</p> <p>附則</p> <p>（公文書の公開義務）</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の</p>

<p>内容に係る部分 (3)～(6) (略)</p> <p><u>第3章 審査請求</u> <u>(審査会への諮問)</u></p> <p><u>第19条 実施機関がした公開決定等又は実施機関に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、審査請求をすることができる。</u></p> <p><u>2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>3 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、阿久根市行政不服審査会に諮問しなければならない。</u> <u>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</u> <u>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を開示することとする場合(当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)</u></p> <p><u>4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する行政不服審査法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u> (諮問をした旨の通知)</p> <p><u>第20条 前条第3項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u> <u>(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)</u> <u>(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</u> <u>(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</u> (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p> <p><u>第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決_____をする場合について準用する。</u> <u>(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求__を却下し、又は棄却する裁決_____</u></p>	<p>内容に係る部分 (3)～(6) (略)</p> <p><u>第3章 不服申立て</u> <u>(審査会への諮問)</u></p> <p><u>第19条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、阿久根市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u> <u>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u> <u>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p><u>第20条 前条_____の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u> <u>(1) 不服申立人及び参加人</u> <u>(2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</u> <u>(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</u> (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p><u>第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</u> <u>(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定_____</u></p>
--	---

<p>(2) <u>審査請求</u>に係る公開決定等を変更し, 当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決_____ (第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>	<p>(2) <u>不服申立て</u>に係る公開決定等を変更し, 当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定 (第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>
---	---

○ 阿久根市個人情報保護条例 (平成15年阿久根市条例第32号)

(第2条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>目次  第1章 総則 (第1条・第2条)  第2章 実施機関における個人情報の取扱い (第3条-第9条)  第3章 個人情報ファイル (第10条・第11条)  第4章 開示, 訂正及び利用停止  第1節 開示 (第12条-第25条)  第2節 訂正 (第26条-第33条)  第3節 利用停止 (第34条-第39条)  第4節 <u>審査請求</u> (第40条-第42条)  第5章 雑則 (第43条-第48条)  第6章 罰則 (第49条-第52条)  附則   (利用及び提供の制限)  第8条 (略)  2 前項の規定にかかわらず, 実施機関は, 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは, 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し, 又は提供することができる。ただし, 保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し, 又は提供することによって, 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは, この限りでない。  (1)~(5) (略)  (6) 前各号に掲げる場合のほか, <u>阿久根市行政不服審査会</u> の意見を聴いた上で, 公益上の必要その他特別の理由があると実施機関が認めるとき。  3・4 (略)   (保有個人情報の開示義務)  第14条 実施機関は, 開示請求があったときは, 開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが含まれている場合を除き, 開示請求者に対し, 当該保有個人情報を開示しなければな</p>	<p>目次  第1章 総則 (第1条・第2条)  第2章 実施機関における個人情報の取扱い (第3条-第9条)  第3章 個人情報ファイル (第10条・第11条)  第4章 開示, 訂正及び利用停止  第1節 開示 (第12条-第25条)  第2節 訂正 (第26条-第33条)  第3節 利用停止 (第34条-第39条)  第4節 <u>不服申立て</u> (第40条-第42条)  第5章 雑則 (第43条-第48条)  第6章 罰則 (第49条-第52条)  附則   (利用及び提供の制限)  第8条 (略)  2 前項の規定にかかわらず, 実施機関は, 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは, 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し, 又は提供することができる。ただし, 保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し, 又は提供することによって, 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは, この限りでない。  (1)~(5) (略)  (6) 前各号に掲げる場合のほか, <u>阿久根市情報公開・個人情報保護審査会</u> の意見を聴いた上で, 公益上の必要その他特別の理由があると実施機関が認めるとき。  3・4 (略)   (保有個人情報の開示義務)  第14条 実施機関は, 開示請求があったときは, 開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが含まれている場合を除き, 開示請求者に対し, 当該保有個人情報を開示しなければな</p>

らない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  
ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4)~(7) (略)

#### 第4節 審査請求

(審査会への諮問)

第40条 実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、審査請求をすることができる。

2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は適用しない。

3 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、阿久根市行政不服審査会に諮問しな

らない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  
ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4)~(7) (略)

#### 第4節 不服申立て

(審査会への諮問)

第40条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、阿久根市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第42条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出され



<p>ればならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）、訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）若しくは利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して、利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合又は当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合若しくは当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止する場合</p> <p>4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する行政不服審査法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第41条 前条第3項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第42条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決_____をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求__を却下し、又は棄却する裁決_____</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求__に係る保有個人情報を開示する旨の裁決_____</p> <p>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している</p>	<p>ているときを除く。)</p> <p>(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</p> <p>(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第41条 前条_____の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等_____について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）</p> <p>第42条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定_____</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定_____</p> <p>_____を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している</p>
---	--

場合に限る。)	場合に限る。)
---------	---------

○ 阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）

（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>

○ 阿久根市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年阿久根市条例第22号）

（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（審査の申出）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>（審査の申出）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p>

○ 阿久根市手数料条例（平成12年阿久根市条例第4号）  
（第5条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
番号	手数料を徴収する事項	番号	手数料を徴収する事項
1～46 <u>47</u>	（略） 行政不服審査法（平成26年法律第68号）又は阿久根市行政不服審査会条例（平成28年阿久根市条例第 <u>号</u> ）に基づき書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	1～46 <u>47</u>	（略）
	手数料の金額		手数料の金額
	白黒1枚につき20円、カラー1枚につき60円（用紙は、日本工業規格B列4判以下とする。）		
<u>48</u>	（略）		

○ 阿久根市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年阿久根市条例第40号）

（第6条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>（審査請求）</u></p> <p>第25条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>（異議申立て）</u></p> <p>第25条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p>

○ 阿久根市文化財保護条例（昭和53年阿久根市条例第15号）

（第7条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>（審査請求）</u></p> <p>第19条 この条例に基づく教育委員会の処分に対して不服のある者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>の定めるところにより教育委員会に対し<u>審査請求</u>をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>（不服申立て）</u></p> <p>第19条 この条例に基づく教育委員会の処分に対して不服のある者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>の定めるところにより教育委員会に対し<u>不服申立て</u>をすることができる。</p>

議案第11号参考 阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により運営状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>(3)～(7)</u> (略)</p> <p><u>(8) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(9) 職員の研修</u> _____ の状況</p> <p><u>(10)・(11)</u> (略)</p> <p>（公平委員会の報告事項）</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により運営状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)～(6)</u> (略)</p> <p><u>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(8)・(9)</u> (略)</p> <p>（公平委員会の報告事項）</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>

議案第12号参考 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表（第2条，第6条関係）		別表（第2条，第6条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(1)～(47) (略)		(1)～(47) (略)	
(48) 行政不服審査会会長	日額 25,000 円	(48) 情報公開・個人情報保護審査会会長	日額 25,000 円
(49) 行政不服審査会委員	日額 23,000 円	(49) 情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 23,000 円
(50)～(63) (略)		(50)～(63) (略)	
(64) 空家等対策協議会委員	日額 4,600 円		
(65) (略)		(64) (略)	

議案第13号参考 市長等の給与に関する条例及び阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>6・7（略）</p>	<p>（給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>6・7（略）</p>

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>6・7（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～19（略）</p> <p>20 <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</u>の間における市長等の給料月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、市長にあつては同項第1号に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を、副市長にあつては同項第2号に規定する額から当該額の100分の8に相当する額を、教育長にあつては同項第3号に規定する額から当該額の100分の7に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する額とする。</p>	<p>（給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>6・7（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～19（略）</p>

○ 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例第4号）

（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3・4（略）</p>

（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3・4（略）</p>



議案第14号参考 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）  
（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>(勤勉手当) 第11条の5 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を合算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 附 則 1～10 (略) 11 附則第8項の規定が適用される間、第11条の5第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合においては、勤勉手当減額基礎額に、<u>6月に支給する場合には</u></p>	<p>(勤勉手当) 第11条の5 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を合算した額に、<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 附 則 1～10 (略) 11 附則第8項の規定が適用される間、第11条の5第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>100分の1.125</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合においては、勤勉手当減額基礎額に、<u>100分の1.125</u></p>

100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。  
12～15 (略)

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級の給		1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	1		140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300								
	2		141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900								
	3		142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400								
	4		143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000								
	5		144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100								
	6		145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600								
	7		146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900								
	8		147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400								
	9		149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900								
	10		150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600								
	11		151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200								
	12		153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900								

100分の75を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。  
12～15 (略)

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級の給		1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	1		137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100								
	2		138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700								
	3		139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200								
	4		141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800								
	5		142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900								
	6		143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400								
	7		144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800								
	8		145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300								
	9		146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800								
	10		147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500								
	11		149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100								
	12		150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800								

13	<u>154,300</u>	<u>211,100</u>	<u>245,000</u>	<u>284,000</u>	<u>312,900</u>	<u>343,000</u>	<u>391,300</u>				<u>151,800</u>	<u>208,600</u>	<u>243,200</u>	<u>282,800</u>	<u>311,700</u>	<u>341,800</u>	<u>390,200</u>
14	<u>155,800</u>	<u>212,900</u>	<u>246,500</u>	<u>286,100</u>	<u>315,000</u>	<u>345,000</u>	<u>393,600</u>				<u>153,300</u>	<u>210,400</u>	<u>244,700</u>	<u>284,900</u>	<u>313,800</u>	<u>343,800</u>	<u>392,500</u>
15	<u>157,300</u>	<u>214,600</u>	<u>247,900</u>	<u>288,100</u>	<u>317,200</u>	<u>347,100</u>	<u>395,800</u>				<u>154,800</u>	<u>212,100</u>	<u>246,200</u>	<u>286,900</u>	<u>316,000</u>	<u>345,900</u>	<u>394,700</u>
16	<u>158,900</u>	<u>216,400</u>	<u>249,300</u>	<u>290,200</u>	<u>319,300</u>	<u>349,100</u>	<u>398,200</u>				<u>156,400</u>	<u>213,900</u>	<u>247,700</u>	<u>289,000</u>	<u>318,100</u>	<u>347,900</u>	<u>397,100</u>
17	<u>160,200</u>	<u>218,100</u>	<u>250,800</u>	<u>292,200</u>	<u>321,400</u>	<u>351,000</u>	<u>400,000</u>				<u>157,700</u>	<u>215,600</u>	<u>249,200</u>	<u>291,000</u>	<u>320,200</u>	<u>349,800</u>	<u>398,900</u>
18	<u>161,700</u>	<u>219,800</u>	<u>252,600</u>	<u>294,200</u>	<u>323,400</u>	<u>353,000</u>	<u>402,000</u>				<u>159,200</u>	<u>217,300</u>	<u>251,100</u>	<u>293,000</u>	<u>322,200</u>	<u>351,800</u>	<u>400,900</u>
19	<u>163,200</u>	<u>221,400</u>	<u>254,300</u>	<u>296,300</u>	<u>325,500</u>	<u>354,800</u>	<u>403,900</u>				<u>160,700</u>	<u>219,000</u>	<u>252,900</u>	<u>295,100</u>	<u>324,300</u>	<u>353,700</u>	<u>402,800</u>
20	<u>164,700</u>	<u>223,000</u>	<u>256,100</u>	<u>298,300</u>	<u>327,500</u>	<u>356,700</u>	<u>405,700</u>				<u>162,200</u>	<u>220,600</u>	<u>254,700</u>	<u>297,100</u>	<u>326,300</u>	<u>355,600</u>	<u>404,600</u>
21	<u>166,100</u>	<u>224,500</u>	<u>257,800</u>	<u>300,400</u>	<u>329,500</u>	<u>358,700</u>	<u>407,600</u>				<u>163,600</u>	<u>222,200</u>	<u>256,400</u>	<u>299,200</u>	<u>328,300</u>	<u>357,600</u>	<u>406,500</u>
22	<u>168,800</u>	<u>226,200</u>	<u>259,600</u>	<u>302,500</u>	<u>331,600</u>	<u>360,600</u>	<u>409,400</u>				<u>166,300</u>	<u>223,900</u>	<u>258,300</u>	<u>301,300</u>	<u>330,400</u>	<u>359,500</u>	<u>408,300</u>
23	<u>171,400</u>	<u>227,800</u>	<u>261,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,600</u>	<u>362,600</u>	<u>411,200</u>				<u>168,900</u>	<u>225,600</u>	<u>260,200</u>	<u>303,300</u>	<u>332,400</u>	<u>361,500</u>	<u>410,100</u>
24	<u>174,000</u>	<u>229,400</u>	<u>263,100</u>	<u>306,600</u>	<u>335,700</u>	<u>364,500</u>	<u>413,100</u>				<u>171,500</u>	<u>227,200</u>	<u>261,900</u>	<u>305,400</u>	<u>334,500</u>	<u>363,400</u>	<u>412,000</u>
25	<u>176,700</u>	<u>230,800</u>	<u>265,100</u>	<u>308,400</u>	<u>337,300</u>	<u>366,500</u>	<u>414,900</u>				<u>174,200</u>	<u>228,700</u>	<u>263,900</u>	<u>307,200</u>	<u>336,100</u>	<u>365,400</u>	<u>413,800</u>
26	<u>178,400</u>	<u>232,300</u>	<u>267,000</u>	<u>310,500</u>	<u>339,200</u>	<u>368,400</u>	<u>416,400</u>				<u>175,900</u>	<u>230,300</u>	<u>265,800</u>	<u>309,300</u>	<u>338,000</u>	<u>367,300</u>	<u>415,300</u>
27	<u>180,100</u>	<u>233,800</u>	<u>268,800</u>	<u>312,600</u>	<u>341,100</u>	<u>370,400</u>	<u>417,900</u>				<u>177,600</u>	<u>231,800</u>	<u>267,600</u>	<u>311,400</u>	<u>340,000</u>	<u>369,300</u>	<u>416,800</u>
28	<u>181,800</u>	<u>235,100</u>	<u>270,700</u>	<u>314,600</u>	<u>343,000</u>	<u>372,400</u>	<u>419,500</u>				<u>179,300</u>	<u>233,200</u>	<u>269,500</u>	<u>313,400</u>	<u>341,900</u>	<u>371,300</u>	<u>418,400</u>
29	<u>183,300</u>	<u>236,400</u>	<u>272,400</u>	<u>316,600</u>	<u>344,700</u>	<u>373,900</u>	<u>421,100</u>				<u>180,800</u>	<u>234,600</u>	<u>271,200</u>	<u>315,400</u>	<u>343,600</u>	<u>372,800</u>	<u>420,000</u>
30	<u>185,100</u>	<u>237,600</u>	<u>274,300</u>	<u>318,600</u>	<u>346,600</u>	<u>375,700</u>	<u>422,400</u>				<u>182,600</u>	<u>235,800</u>	<u>273,100</u>	<u>317,400</u>	<u>345,500</u>	<u>374,600</u>	<u>421,300</u>
31	<u>186,900</u>	<u>238,700</u>	<u>276,200</u>	<u>320,700</u>	<u>348,500</u>	<u>377,500</u>	<u>423,700</u>				<u>184,400</u>	<u>237,000</u>	<u>275,000</u>	<u>319,500</u>	<u>347,400</u>	<u>376,400</u>	<u>422,600</u>
32	<u>188,600</u>	<u>239,900</u>	<u>278,000</u>	<u>322,800</u>	<u>350,300</u>	<u>379,100</u>	<u>424,900</u>				<u>186,100</u>	<u>238,300</u>	<u>276,800</u>	<u>321,600</u>	<u>349,200</u>	<u>378,000</u>	<u>423,800</u>

33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100		33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400		34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700		35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900		36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100		37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900		38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700		39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500		40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100		41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800		42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500		43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200		44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	再任	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	用職	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	員以	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	外の	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	職員	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300

55	<u>217,500</u>	<u>269,800</u>	<u>316,300</u>	<u>358,900</u>	<u>376,300</u>	<u>400,800</u>	<u>441,800</u>				<u>215,300</u>	<u>288,600</u>	<u>315,200</u>	<u>357,800</u>	<u>375,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,700</u>
56	<u>218,500</u>	<u>271,100</u>	<u>317,800</u>	<u>360,000</u>	<u>377,000</u>	<u>401,100</u>	<u>442,100</u>				<u>216,300</u>	<u>289,900</u>	<u>316,700</u>	<u>358,900</u>	<u>375,900</u>	<u>400,000</u>	<u>441,000</u>
57	<u>219,200</u>	<u>272,200</u>	<u>319,300</u>	<u>360,900</u>	<u>377,500</u>	<u>401,400</u>	<u>442,400</u>				<u>217,100</u>	<u>271,000</u>	<u>318,200</u>	<u>359,800</u>	<u>376,400</u>	<u>400,300</u>	<u>441,300</u>
58	<u>220,100</u>	<u>273,200</u>	<u>320,500</u>	<u>361,600</u>	<u>378,100</u>	<u>401,700</u>	<u>442,800</u>				<u>218,100</u>	<u>272,000</u>	<u>319,400</u>	<u>360,500</u>	<u>377,000</u>	<u>400,600</u>	<u>441,700</u>
59	<u>221,000</u>	<u>274,300</u>	<u>321,700</u>	<u>362,300</u>	<u>378,700</u>	<u>402,000</u>	<u>443,100</u>				<u>219,000</u>	<u>273,100</u>	<u>320,600</u>	<u>361,200</u>	<u>377,600</u>	<u>400,900</u>	<u>442,000</u>
60	<u>221,900</u>	<u>275,400</u>	<u>322,900</u>	<u>363,000</u>	<u>379,400</u>	<u>402,300</u>	<u>443,400</u>				<u>220,000</u>	<u>274,200</u>	<u>321,800</u>	<u>361,900</u>	<u>378,300</u>	<u>401,200</u>	<u>442,300</u>
61	<u>222,600</u>	<u>276,600</u>	<u>323,600</u>	<u>363,400</u>	<u>379,800</u>	<u>402,600</u>	<u>443,700</u>				<u>220,800</u>	<u>275,400</u>	<u>322,500</u>	<u>362,300</u>	<u>378,700</u>	<u>401,500</u>	<u>442,600</u>
62	<u>223,600</u>	<u>277,600</u>	<u>324,500</u>	<u>364,000</u>	<u>380,500</u>	<u>402,900</u>				<u>221,800</u>	<u>276,400</u>	<u>323,400</u>	<u>362,900</u>	<u>379,400</u>	<u>401,800</u>		
63	<u>224,500</u>	<u>278,500</u>	<u>325,300</u>	<u>364,700</u>	<u>381,100</u>	<u>403,200</u>				<u>222,800</u>	<u>277,300</u>	<u>324,200</u>	<u>363,600</u>	<u>380,000</u>	<u>402,100</u>		
64	<u>225,400</u>	<u>279,500</u>	<u>326,100</u>	<u>365,400</u>	<u>381,700</u>	<u>403,500</u>				<u>223,800</u>	<u>278,300</u>	<u>325,000</u>	<u>364,300</u>	<u>380,600</u>	<u>402,400</u>		
65	<u>226,100</u>	<u>280,300</u>	<u>327,000</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>403,800</u>				<u>224,500</u>	<u>279,100</u>	<u>325,900</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>402,700</u>		
66	<u>227,000</u>	<u>281,200</u>	<u>327,400</u>	<u>366,400</u>	<u>382,700</u>	<u>404,100</u>				<u>225,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,300</u>	<u>381,600</u>	<u>403,000</u>		
67	<u>227,900</u>	<u>281,900</u>	<u>328,100</u>	<u>367,100</u>	<u>383,300</u>	<u>404,400</u>				<u>226,500</u>	<u>280,800</u>	<u>327,000</u>	<u>366,000</u>	<u>382,200</u>	<u>403,300</u>		
68	<u>229,000</u>	<u>282,800</u>	<u>328,900</u>	<u>367,800</u>	<u>383,900</u>	<u>404,700</u>				<u>227,600</u>	<u>281,700</u>	<u>327,800</u>	<u>366,700</u>	<u>382,800</u>	<u>403,600</u>		
69	<u>229,800</u>	<u>283,800</u>	<u>329,700</u>	<u>368,100</u>	<u>384,300</u>	<u>404,900</u>				<u>228,400</u>	<u>282,700</u>	<u>328,600</u>	<u>367,000</u>	<u>383,200</u>	<u>403,800</u>		
70	<u>230,500</u>	<u>284,600</u>	<u>330,400</u>	<u>368,700</u>	<u>384,800</u>	<u>405,200</u>				<u>229,200</u>	<u>283,500</u>	<u>329,300</u>	<u>367,600</u>	<u>383,700</u>	<u>404,100</u>		
71	<u>231,200</u>	<u>285,400</u>	<u>331,100</u>	<u>369,400</u>	<u>385,300</u>	<u>405,500</u>				<u>230,000</u>	<u>284,300</u>	<u>330,000</u>	<u>368,300</u>	<u>384,200</u>	<u>404,400</u>		
72	<u>232,000</u>	<u>286,200</u>	<u>331,800</u>	<u>370,000</u>	<u>385,900</u>	<u>405,800</u>				<u>230,800</u>	<u>285,100</u>	<u>330,700</u>	<u>368,900</u>	<u>384,800</u>	<u>404,700</u>		
73	<u>232,800</u>	<u>287,000</u>	<u>332,300</u>	<u>370,300</u>	<u>386,200</u>	<u>406,000</u>				<u>231,600</u>	<u>285,900</u>	<u>331,200</u>	<u>369,200</u>	<u>385,100</u>	<u>404,900</u>		
74	<u>233,500</u>	<u>287,500</u>	<u>332,900</u>	<u>370,900</u>	<u>386,600</u>	<u>406,300</u>				<u>232,300</u>	<u>286,400</u>	<u>331,800</u>	<u>369,800</u>	<u>385,500</u>	<u>405,200</u>		
75	<u>234,200</u>	<u>287,900</u>	<u>333,400</u>	<u>371,600</u>	<u>387,000</u>	<u>406,600</u>				<u>233,000</u>	<u>286,800</u>	<u>332,300</u>	<u>370,500</u>	<u>385,900</u>	<u>405,500</u>		
76	<u>234,900</u>	<u>288,400</u>	<u>334,000</u>	<u>372,200</u>	<u>387,400</u>	<u>406,800</u>				<u>233,700</u>	<u>287,300</u>	<u>332,900</u>	<u>371,100</u>	<u>386,300</u>	<u>405,700</u>		



98	<u>294,900</u>	<u>342,900</u>						
99	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>						
100	<u>295,700</u>	<u>343,600</u>						
101	<u>295,900</u>	<u>343,900</u>						
102	<u>296,200</u>	<u>344,300</u>						
103	<u>296,600</u>	<u>344,700</u>						
104	<u>296,900</u>	<u>345,100</u>						
105	<u>297,100</u>	<u>345,600</u>						
106	<u>297,400</u>	<u>346,000</u>						
107	<u>297,800</u>	<u>346,400</u>						
108	<u>298,100</u>	<u>346,800</u>						
109	<u>298,300</u>	<u>347,300</u>						
110	<u>298,700</u>	<u>347,700</u>						
111	<u>299,100</u>	<u>348,000</u>						
112	<u>299,400</u>	<u>348,300</u>						
113	<u>299,500</u>	<u>348,800</u>						
114	<u>299,800</u>							
115	<u>300,100</u>							
116	<u>300,500</u>							
117	<u>300,700</u>							
118	<u>300,900</u>							
119	<u>301,200</u>							
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								

120	<u>301,500</u>					
121	<u>301,900</u>					
122	<u>302,100</u>					
123	<u>302,400</u>					
124	<u>302,700</u>					
125	<u>303,000</u>					
再任用職員	<u>186,500</u>	<u>254,000</u>	<u>273,400</u>	<u>288,500</u>	<u>313,900</u>	<u>355,600</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	<u>243,300</u>	<u>328,600</u>	<u>394,300</u>	<u>470,100</u>
2	<u>245,800</u>	<u>331,600</u>	<u>397,200</u>	<u>472,400</u>
3	<u>248,300</u>	<u>334,500</u>	<u>400,100</u>	<u>474,600</u>
4	<u>250,800</u>	<u>337,600</u>	<u>403,000</u>	<u>476,900</u>
5	<u>253,100</u>	<u>340,300</u>	<u>405,700</u>	<u>479,200</u>
6	<u>256,900</u>	<u>343,600</u>	<u>408,400</u>	<u>481,400</u>

120	<u>300,400</u>				
121	<u>300,800</u>				
122	<u>301,000</u>				
123	<u>301,300</u>				
124	<u>301,600</u>				
125	<u>301,900</u>				
再任用職員	<u>185,400</u>	<u>212,900</u>	<u>252,900</u>	<u>272,300</u>	<u>312,800</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	<u>240,100</u>	<u>325,700</u>	<u>392,600</u>	<u>468,600</u>
2	<u>242,600</u>	<u>328,800</u>	<u>395,500</u>	<u>470,900</u>
3	<u>245,100</u>	<u>331,900</u>	<u>398,400</u>	<u>473,200</u>
4	<u>247,600</u>	<u>335,000</u>	<u>401,300</u>	<u>475,500</u>
5	<u>249,900</u>	<u>337,800</u>	<u>404,000</u>	<u>477,800</u>
6	<u>253,700</u>	<u>341,100</u>	<u>406,800</u>	<u>480,000</u>



7	<u>260,700</u>	<u>346,800</u>	<u>411,200</u>	<u>483,600</u>	7	<u>257,500</u>	<u>344,400</u>	<u>409,600</u>	<u>482,200</u>
8	<u>264,500</u>	<u>349,900</u>	<u>414,000</u>	<u>485,800</u>	8	<u>261,300</u>	<u>347,700</u>	<u>412,400</u>	<u>484,400</u>
9	<u>268,100</u>	<u>352,900</u>	<u>416,600</u>	<u>487,800</u>	9	<u>264,900</u>	<u>350,700</u>	<u>415,000</u>	<u>486,500</u>
10	<u>272,100</u>	<u>355,900</u>	<u>419,300</u>	<u>489,900</u>	10	<u>268,900</u>	<u>353,900</u>	<u>417,700</u>	<u>488,600</u>
11	<u>276,100</u>	<u>359,000</u>	<u>422,000</u>	<u>492,000</u>	11	<u>272,900</u>	<u>357,100</u>	<u>420,400</u>	<u>490,700</u>
12	<u>280,100</u>	<u>362,200</u>	<u>424,700</u>	<u>494,100</u>	12	<u>276,900</u>	<u>360,300</u>	<u>423,100</u>	<u>492,800</u>
13	<u>283,900</u>	<u>365,300</u>	<u>427,200</u>	<u>496,200</u>	13	<u>280,700</u>	<u>363,400</u>	<u>425,600</u>	<u>494,900</u>
14	<u>287,900</u>	<u>368,900</u>	<u>429,700</u>	<u>498,300</u>	14	<u>284,700</u>	<u>367,100</u>	<u>428,100</u>	<u>497,000</u>
15	<u>291,800</u>	<u>372,300</u>	<u>432,100</u>	<u>500,400</u>	15	<u>288,700</u>	<u>370,700</u>	<u>430,500</u>	<u>499,100</u>
16	<u>295,700</u>	<u>376,000</u>	<u>434,600</u>	<u>502,500</u>	16	<u>292,700</u>	<u>374,400</u>	<u>433,000</u>	<u>501,200</u>
17	<u>299,500</u>	<u>379,600</u>	<u>436,800</u>	<u>504,600</u>	17	<u>296,500</u>	<u>378,000</u>	<u>435,200</u>	<u>503,300</u>
18	<u>303,100</u>	<u>382,300</u>	<u>439,200</u>	<u>506,600</u>	18	<u>300,100</u>	<u>380,700</u>	<u>437,600</u>	<u>505,300</u>
19	<u>306,600</u>	<u>385,100</u>	<u>441,600</u>	<u>508,600</u>	19	<u>303,700</u>	<u>383,500</u>	<u>440,000</u>	<u>507,300</u>
20	<u>310,200</u>	<u>387,900</u>	<u>444,000</u>	<u>510,600</u>	20	<u>307,300</u>	<u>386,300</u>	<u>442,400</u>	<u>509,300</u>
21	<u>313,800</u>	<u>390,800</u>	<u>446,000</u>	<u>512,400</u>	21	<u>311,000</u>	<u>389,200</u>	<u>444,500</u>	<u>511,100</u>
22	<u>317,500</u>	<u>393,400</u>	<u>448,400</u>	<u>514,200</u>	22	<u>314,800</u>	<u>391,800</u>	<u>446,900</u>	<u>512,900</u>
23	<u>321,000</u>	<u>396,000</u>	<u>450,800</u>	<u>516,100</u>	23	<u>318,500</u>	<u>394,400</u>	<u>449,300</u>	<u>514,800</u>
24	<u>324,700</u>	<u>398,600</u>	<u>453,100</u>	<u>518,000</u>	24	<u>322,200</u>	<u>397,000</u>	<u>451,600</u>	<u>516,700</u>
25	<u>328,200</u>	<u>400,900</u>	<u>455,300</u>	<u>519,700</u>	25	<u>325,800</u>	<u>399,400</u>	<u>453,800</u>	<u>518,400</u>
26	<u>331,000</u>	<u>403,200</u>	<u>457,600</u>	<u>521,500</u>	26	<u>328,600</u>	<u>401,700</u>	<u>456,100</u>	<u>520,200</u>

27	<u>333,700</u>	<u>405,500</u>	<u>459,800</u>	<u>523,300</u>	27	<u>331,400</u>	<u>404,000</u>	<u>458,400</u>	<u>522,000</u>
28	<u>336,300</u>	<u>407,800</u>	<u>462,100</u>	<u>525,100</u>	28	<u>334,200</u>	<u>406,300</u>	<u>460,700</u>	<u>523,800</u>
29	<u>339,100</u>	<u>410,200</u>	<u>464,300</u>	<u>527,000</u>	29	<u>337,000</u>	<u>408,700</u>	<u>462,900</u>	<u>525,700</u>
30	<u>341,400</u>	<u>412,300</u>	<u>466,600</u>	<u>528,800</u>	30	<u>339,400</u>	<u>410,800</u>	<u>465,200</u>	<u>527,500</u>
31	<u>343,600</u>	<u>414,300</u>	<u>468,900</u>	<u>530,600</u>	31	<u>341,800</u>	<u>412,800</u>	<u>467,500</u>	<u>529,300</u>
32	<u>346,000</u>	<u>416,400</u>	<u>471,100</u>	<u>532,400</u>	32	<u>344,200</u>	<u>414,900</u>	<u>469,800</u>	<u>531,100</u>
33	<u>348,400</u>	<u>418,500</u>	<u>473,100</u>	<u>534,000</u>	33	<u>346,600</u>	<u>417,000</u>	<u>471,800</u>	<u>532,700</u>
34	<u>350,800</u>	<u>420,500</u>	<u>475,200</u>	<u>535,800</u>	34	<u>349,100</u>	<u>419,000</u>	<u>473,900</u>	<u>534,500</u>
35	<u>353,100</u>	<u>422,500</u>	<u>477,300</u>	<u>537,500</u>	35	<u>351,500</u>	<u>421,000</u>	<u>476,000</u>	<u>536,200</u>
36	<u>355,600</u>	<u>424,500</u>	<u>479,400</u>	<u>539,300</u>	36	<u>354,000</u>	<u>423,000</u>	<u>478,100</u>	<u>538,000</u>
37	<u>358,000</u>	<u>426,600</u>	<u>481,500</u>	<u>540,900</u>	37	<u>356,400</u>	<u>425,100</u>	<u>480,200</u>	<u>539,600</u>
38	<u>360,400</u>	<u>428,600</u>	<u>483,300</u>	<u>542,500</u>	38	<u>358,800</u>	<u>427,100</u>	<u>482,000</u>	<u>541,200</u>
39	<u>362,800</u>	<u>430,600</u>	<u>485,100</u>	<u>543,900</u>	39	<u>361,200</u>	<u>429,100</u>	<u>483,800</u>	<u>542,600</u>
40	<u>365,200</u>	<u>432,600</u>	<u>486,900</u>	<u>545,500</u>	40	<u>363,600</u>	<u>431,100</u>	<u>485,600</u>	<u>544,200</u>
41	<u>367,500</u>	<u>434,600</u>	<u>488,600</u>	<u>547,000</u>	41	<u>365,900</u>	<u>433,100</u>	<u>487,300</u>	<u>545,700</u>
42	<u>368,900</u>	<u>436,400</u>	<u>490,400</u>	<u>548,400</u>	42	<u>367,400</u>	<u>434,900</u>	<u>489,100</u>	<u>547,100</u>
43	<u>370,400</u>	<u>438,100</u>	<u>492,200</u>	<u>549,800</u>	43	<u>368,900</u>	<u>436,700</u>	<u>490,900</u>	<u>548,500</u>
44	<u>371,900</u>	<u>439,900</u>	<u>494,000</u>	<u>551,100</u>	44	<u>370,400</u>	<u>438,500</u>	<u>492,700</u>	<u>549,800</u>
45	<u>373,400</u>	<u>441,800</u>	<u>495,600</u>	<u>552,300</u>	45	<u>371,900</u>	<u>440,400</u>	<u>494,300</u>	<u>551,000</u>
46	<u>374,800</u>	<u>443,600</u>	<u>497,300</u>	<u>553,300</u>	46	<u>373,300</u>	<u>442,200</u>	<u>496,000</u>	<u>552,000</u>
47	<u>376,300</u>	<u>445,400</u>	<u>499,100</u>	<u>554,300</u>	47	<u>374,800</u>	<u>444,000</u>	<u>497,800</u>	<u>553,000</u>

48	<u>377,800</u>	<u>447,100</u>	<u>500,900</u>	<u>555,300</u>	48	<u>376,300</u>	<u>445,800</u>	<u>499,600</u>	<u>554,000</u>
49	<u>379,100</u>	<u>448,900</u>	<u>502,500</u>	<u>556,300</u>	49	<u>377,600</u>	<u>447,600</u>	<u>501,200</u>	<u>555,000</u>
50	<u>380,100</u>	<u>450,600</u>	<u>503,800</u>	<u>557,200</u>	50	<u>378,600</u>	<u>449,300</u>	<u>502,500</u>	<u>555,900</u>
51	<u>381,100</u>	<u>452,400</u>	<u>505,100</u>	<u>558,100</u>	51	<u>379,600</u>	<u>451,100</u>	<u>503,800</u>	<u>556,800</u>
52	<u>382,100</u>	<u>454,200</u>	<u>506,400</u>	<u>559,000</u>	52	<u>380,600</u>	<u>452,900</u>	<u>505,100</u>	<u>557,700</u>
53	<u>383,100</u>	<u>456,100</u>	<u>507,700</u>	<u>559,800</u>	53	<u>381,600</u>	<u>454,800</u>	<u>506,400</u>	<u>558,500</u>
54	<u>384,000</u>	<u>457,300</u>	<u>509,000</u>	<u>560,700</u>	54	<u>382,500</u>	<u>456,000</u>	<u>507,700</u>	<u>559,400</u>
55	<u>384,900</u>	<u>458,500</u>	<u>510,300</u>	<u>561,600</u>	55	<u>383,400</u>	<u>457,200</u>	<u>509,000</u>	<u>560,300</u>
56	<u>385,800</u>	<u>459,700</u>	<u>511,600</u>	<u>562,500</u>	56	<u>384,300</u>	<u>458,400</u>	<u>510,300</u>	<u>561,200</u>
57	<u>386,800</u>	<u>460,900</u>	<u>512,600</u>	<u>563,400</u>	57	<u>385,300</u>	<u>459,600</u>	<u>511,300</u>	<u>562,100</u>
58	<u>387,700</u>	<u>461,900</u>	<u>513,400</u>	<u>564,300</u>	58	<u>386,200</u>	<u>460,600</u>	<u>512,100</u>	<u>563,000</u>
59	<u>388,500</u>	<u>462,900</u>	<u>514,200</u>	<u>565,200</u>	59	<u>387,000</u>	<u>461,600</u>	<u>512,900</u>	<u>563,900</u>
60	<u>389,300</u>	<u>463,900</u>	<u>515,000</u>	<u>565,900</u>	60	<u>387,900</u>	<u>462,600</u>	<u>513,700</u>	<u>564,600</u>
61	<u>390,100</u>	<u>464,700</u>	<u>515,900</u>	<u>566,800</u>	61	<u>388,700</u>	<u>463,400</u>	<u>514,600</u>	<u>565,500</u>
62	<u>390,600</u>	<u>465,400</u>	<u>516,700</u>	<u>567,700</u>	62	<u>389,200</u>	<u>464,100</u>	<u>515,400</u>	<u>566,400</u>
63	<u>391,000</u>	<u>466,100</u>	<u>517,600</u>	<u>568,600</u>	63	<u>389,700</u>	<u>464,800</u>	<u>516,300</u>	<u>567,300</u>
64	<u>391,500</u>	<u>466,800</u>	<u>518,400</u>	<u>569,500</u>	64	<u>390,200</u>	<u>465,500</u>	<u>517,100</u>	<u>568,200</u>
65	<u>391,800</u>	<u>467,500</u>	<u>519,300</u>	<u>570,400</u>	65	<u>390,500</u>	<u>466,200</u>	<u>518,000</u>	<u>569,100</u>
66		<u>468,200</u>	<u>520,200</u>		66		<u>466,900</u>	<u>518,900</u>	
67		<u>468,900</u>	<u>520,900</u>		67		<u>467,600</u>	<u>519,600</u>	
68		<u>469,600</u>	<u>521,800</u>		68		<u>468,300</u>	<u>520,500</u>	

69	<u>470,100</u>	<u>522,700</u>		69		<u>468,800</u>	<u>521,400</u>
70	<u>470,800</u>	<u>523,500</u>		70		<u>469,500</u>	<u>522,200</u>
71	<u>471,500</u>	<u>524,400</u>		71		<u>470,200</u>	<u>523,100</u>
72	<u>472,200</u>	<u>525,300</u>		72		<u>470,900</u>	<u>524,000</u>
73	<u>472,600</u>	<u>526,100</u>		73		<u>471,300</u>	<u>524,800</u>
74	<u>473,200</u>	<u>527,000</u>		74		<u>471,900</u>	<u>525,700</u>
75	<u>473,900</u>	<u>527,900</u>		75		<u>472,600</u>	<u>526,600</u>
76	<u>474,600</u>	<u>528,600</u>		76		<u>473,300</u>	<u>527,300</u>
77	<u>475,000</u>	<u>529,400</u>		77		<u>473,700</u>	<u>528,100</u>
78	<u>475,600</u>	<u>530,300</u>		78		<u>474,300</u>	<u>529,000</u>
79	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>		79		<u>474,900</u>	<u>529,900</u>
80	<u>476,700</u>	<u>532,100</u>		80		<u>475,400</u>	<u>530,800</u>
81	<u>477,300</u>	<u>532,900</u>		81		<u>476,000</u>	<u>531,600</u>
82	<u>477,800</u>	<u>533,800</u>		82		<u>476,500</u>	<u>532,500</u>
83	<u>478,300</u>	<u>534,700</u>		83		<u>477,000</u>	<u>533,400</u>
84	<u>478,800</u>	<u>535,600</u>		84		<u>477,500</u>	<u>534,300</u>
85	<u>479,200</u>	<u>536,400</u>		85		<u>477,900</u>	<u>535,100</u>
86	<u>479,800</u>	<u>537,300</u>		86		<u>478,500</u>	<u>536,000</u>
87	<u>480,200</u>	<u>538,200</u>		87		<u>478,900</u>	<u>536,900</u>
88	<u>480,700</u>	<u>539,100</u>		88		<u>479,400</u>	<u>537,800</u>
89	<u>481,200</u>	<u>539,900</u>		89		<u>479,900</u>	<u>538,600</u>
90	<u>481,800</u>			90		<u>480,500</u>	

91	<u>482,400</u>				
92	<u>482,800</u>				
93	<u>483,300</u>				
94	<u>483,900</u>				
95	<u>484,500</u>				
96	<u>485,100</u>				
97	<u>485,600</u>				

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

91	<u>481,100</u>				
92	<u>481,500</u>				
93	<u>482,000</u>				
94	<u>482,600</u>				
95	<u>483,200</u>				
96	<u>483,800</u>				
97	<u>484,300</u>				

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

(第2条関係)

(下線の部分は改正部分)

改	正	後	現	行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。 (給料表) 第3条 (略) 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき____職務の内容は、別表第3に定める等級別基準職務表に定めるとおりとする。 第11条の4 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差止めする処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止			(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。 (給料表) 第3条 (略) 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める 第11条の4 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差止めする処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止	

<p>処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第11条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の80</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の37.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 附則第8項の規定が適用される間、第11条の5第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に <u>100分の1.2</u></p> <p>_____を乗じて得た額（最低号給に達しない場合）にあっては、勤勉手当減額基礎額に <u>100分の80</u></p> <p>_____を乗じて得た額</p> <p>の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第11条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場</u> <u>合においては100分の75、12月に支給する場</u> <u>合においては100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場</u> <u>合においては100分の35、12月に支給する場</u> <u>合においては100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 附則第8項の規定が適用される間、第11条の5第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>6月に支給する場</u> <u>合においては100分の1.125、12月に支給する場</u> <u>合においては100分の1.275</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合）にあっては、勤勉手当減額基礎額に、<u>6月に支給する場</u> <u>合においては100分の75、12月に支給する場</u> <u>合においては100分の85</u>を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。</p>
---	--

12～15 (略)

12～15 (略)

16 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における職員の給料の月額は、第 3 条、第 4 条及び附則第 8 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（この項において「基礎額」という。）から、基礎額にその者の給料表の級の区分に応じ次の表の率欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する手当及び勤務 1 時間当たりの給与額（第 12 条の規定を適用する場合における勤務 1 時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

給料表	級	率
一般行政職給料表	1 級及び 2 級	100 分の 2
	3 級及び 4 級	100 分の 3
	5 級	100 分の 4
	6 級及び 7 級	100 分の 5

17 前項の場合において、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、所属している職務の級から上位の職務の級へ昇格した者が当該昇格の日以後に受けることとなる給料の月額が、その者が昇格しなかったとした場合に受けることとなる給料の月額を下回ることとなるときは、その者の給料の月額は、当該昇格をなかったとした場合に受けることとなる給料の月額とする。

別表第 3 等級別基準職務表（第 3 条関係）

ア 一般行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 主事補又は技師補の職務 2 主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	主任の職務
4 級	1 係長の職務

	<u>2 園長の職務</u> <u>3 主査の職務</u> <u>4 参事補の職務</u>	
<u>5 級</u>	<u>1 課長補佐, 所長補佐又は室長補佐の職務</u> <u>2 次長の職務</u> <u>3 主幹の職務</u>	
<u>6 級</u>	<u>1 課長の職務</u> <u>2 局長, 所長, 室長又は館長の職務</u> <u>3 参事の職務</u>	
<u>7 級</u>	指定課長の職務	
イ 医療職給料表級別基準職務表		
	<u>職務の級</u>	<u>基準となる職務</u>
<u>1 級</u>	医師の職務	
<u>2 級</u>	医師の職務	
<u>3 級</u>	診療所の次長の職務	
<u>4 級</u>	診療所の所長の職務	



議案第15号参考 阿久根市職員等の旅費に関する条例及び阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市職員等の旅費に関する条例（平成2年阿久根市条例第21号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関する事項を定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関する事項を定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

○ 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年阿久根市条例第23号）

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 小学校_____に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</p> <p>2・3 （略）</p>

議案第16号参考 阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例(平成12年阿久根市条例第6号)  
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(施設の名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>阿久根市折口1807番地3</u></p>	<p>(施設の名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>阿久根市赤瀬川3948番地7</u></p>

